

# 解体届出(自動車重量税還付申請なし)の届出送付票

届出書類の不備(記載漏れ、誤記載等)を防ぐため、下記事項について記入及びチェックのうえ、**届出書類とともに送付してください。**

- 解体届出とは、既に一時使用中止の手続きを行い、その後、当該自動車をスクラップ(解体)にしたときに行う手続きです。  
※車検の残存期間が1ヶ月以上ある場合は、解体届出と同時に自動車重量税還付申請を行うことにより、還付を受けることができます。
- 自動車検査証の交付を受けている軽自動車の解体届及び重量税還付申請を行うものにつきましては、送付による取扱いは行っておりませんので、取扱窓口をご確認のうえ、事務所又は支所の窓口へ申請してください。

届出者	チェック項目	チェック欄
1.	自動車検査証返納届出の手続きが行われていますか？	はい <input type="checkbox"/>
2.	使用済自動車を引取った事業者(引取業者)から解体が完了した旨(解体報告)の連絡がありましたか？	はい <input type="checkbox"/>
3.	解体届の記入欄は黒色で記入し、記載漏れ、誤記はありませんか？	① 車両番号 <input type="checkbox"/> ③ 車台番号 <input type="checkbox"/> ④ 移動報告番号 <input type="checkbox"/> ⑦ 返納:2記載 <input type="checkbox"/>
4.	解体届の届出者/申請者(所有者)の記入欄は黒色で記入し、記載漏れ、誤記はありませんか？(訂正箇所は棒線で抹消されていますか？)	届出者/申請者(所有者)の氏名又は名称 住所 申請年月日 解体報告記載がなされた年月日 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5.	80 重量税還付申請の有無の欄に「0」が記載されていますか？	はい <input type="checkbox"/> 還付申請を行わない。 車検の残存期間が1ヶ月以上ある場合でも自動車重量税が還付されません。
6.	返信用封筒に宛名及び切手の貼付はありますか？返信用封筒に宛名を記載し、切手( 円分)を貼ってください。なお、送付用、返信用ともにA4サイズが折らずに入る「角2」封筒を使用して下さい。	返信用封筒 宛名 <input type="checkbox"/> 切手 <input type="checkbox"/>
7.	封筒内容物(送付するもの)の確認	申請書 <input type="checkbox"/> 返信用封筒 <input type="checkbox"/> 送付票(本紙) <input type="checkbox"/>

※軽自動車検査協会使用欄  
**補正等のご連絡**

不備事項	<input type="checkbox"/>
不備事項	<input type="checkbox"/>
不備事項	<input type="checkbox"/>
不備事項	<input type="checkbox"/>
不備事項	<input type="checkbox"/>
不備事項	<input type="checkbox"/>
不備事項	<input type="checkbox"/>

**※ 注意事項 (必ずお読み下さい。)**

- 送付による解体届出を行える軽自動車は、次のすべての要件を満たしていること。  
※ 自動車検査証返納届出の手続きが行われていること。  
※ 重量税還付申請がないこと。(解体届出後の重量税還付申請はできません。)  
※ 使用済自動車を引取った事業者(引取業者)から解体が完了した旨(解体報告)の連絡がなされた軽自動車であること。
- 送付に係る費用(返信用を含む)は、届出者の負担となります。  
※書類不備(記載漏れ、誤記載)等の場合であっても返信用送付費用を使用いたします。  
補正後に再度郵送を行う際には、あらかじめ返信用封筒が必要となります。
- 事務所、支所の窓口へ届出書を提出される場合は、当日処理させて頂いておりますが、送付による場合は、処理に時間を要します。
- 自動車重量税還付申請(車検残存期間が1ヶ月以上ある場合に限り)の詳細につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。  
なお、重量税還付申請を行う場合は、解体届出と同時に窓口へ申請してください。(解体届出後の重量税還付申請はできません。)

**※ お手数ですが、枠内の記載をお願いします。**

下記の車両の解体届出について、送付により届出ます。

年 月 日		届出者の氏名又は名称	
車両番号		住所	〒
車台番号		電話番号	

軽自動車検査協会使用欄(返信連絡欄)

上記の解体届出について書類をご送付頂きましたが、解体届出の届出送付票右欄「補正等の連絡欄」のとおり不備がございましたので、ご連絡いたします。ご送付頂きました書類一式をご返信いたしますので、お手数ですが、補正のうえ再度郵送されるか、最寄りの協会事務所窓口へ提出してください。なお、再度送付される場合は、返信用封筒(切手貼付)が必要となります。	書類不備等 <input type="checkbox"/>
--	--------------------------------

この度、ご送付頂きました届出・申請につきましては、送付による取扱いを行っておりません。ご送付頂きました書類一式をご返信いたしますので、お手数ですが、申請窓口をご確認のうえ、協会事務所窓口へ申請してください。	取扱対象外 <input type="checkbox"/>
---	--------------------------------

(取扱連絡先)

〒 108-0075

東京都港区港南3-3-7

軽自動車検査協会  
解体届出受付窓口

TEL 03-6433-1555 応答時間 8:45~17:00(土・日・祝日・12/29~1/3を除く)